

## 町民歴史講座 ヒストリーカレッジのお知らせ

(教育委員会)

8月の講座は、次の内容で開催します。随時受付も行っていきますので、ご参加ください。

### 〇日時

毎月第1・第3日曜日

午後1時～3時

### 8月の講座内容

【8月6日(日)】

(1)坂東の成立と平将門の乱⑥

(通史)

(2)水害と五霞

【8月20日(日)】

(1)坂東の成立と平将門の乱⑦

(通史)

(2)村のなかの坪

〇場所 中央公民館

〇講師 吉田 優先生

(明治大学文学部教授) 他

### 〇お申し込み方法

中央公民館に直接お申し込み又はQRコードを読み込み応募フォームからお申し込みください。



応募フォーム

### 〇お問い合わせ

教育委員会 生涯学習G  
☎(84)1460 (直通)

## 今年度金婚式(結婚50年)を迎える方へ

(健康福祉課)

9月17日(日)に高齢者福祉大会を開催します。

その中で、今年度結婚50年を迎えられるご夫婦をお祝いします。

該当される方は、お申し込みください。

### 〇対象者

今年度金婚(結婚50年)を迎えられる町内在住のご夫婦  
※昭和42年4月1日から昭和43年3月31日までに婚姻届を出したご夫婦

### 〇お申し込み期限

8月31日(木)

### 〇お申し込み方法

婚姻日確認のため、戸籍謄本(婚姻日が明記されているもの)をご持参のうえ、健康福祉課⑥窓口へお申し込みください。

### 〇注意

期日までにお申し込みいただいた方をお祝いします。対象の方は忘れずにお申し込みください。

### 〇お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援G  
☎(84)0006 (直通)

## 8月～11月は県下統一の農地パトロール月間です

(産業課)

農地は国民の食糧を生産する基盤であり、国土保全や景観維持など公共財産ともいえるべき大切なものです。

農業委員会では、優良農地の保全及び営農環境整備の一環として、耕作放棄地の発生防止や農地の無断転用の防止等を目的に、年間を通して定期的に「農地パトロール」(農地の巡回点検指導)を実施しています。

また、農業委員会は耕作放棄地や無断転用地が確認された場合、委員会として農地の所有者の方に対し、適正な管理指導を行うほか、耕作者や土地所有者に対し、農地の利用意向調査を実施し、その結果によって農業担い手等へ農地を集積するための取組を推進します。

大切な資源を次世代へつなぐために、みなさんの力で農地を守っていきましょう。

### 〇農地転用には許可が必要です

農地を住宅・倉庫・作業所など、農地以外の目的に利用する場合には、事前に農地法に基づく転用の許可を受ける必要があります。

資材置場や残土置場などの利用で、一時的に転用をする場合も同様です。

〇違反をすると罰則の適用もあります

許可を受けずに行った農地の転用行為は、農地法の違反であり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、都道府県知事から工事の中止、原状回復などを命じられる場合があります。

### 〇お問い合わせ

産業課 農業委員会G  
☎(84)2582 (直通)

## 農薬の適正な使用をお願いします

(産業課)

夏になり農薬を使用する機会が増えますが、農薬の使用は必要最低限にとどめ、農薬以外の方法も検討しましょう。

農薬を使用する際は、商品のラベルに記載してある注意事項を必ず確認してください。使い慣れた農薬であっても、「効果薬害等の注意」や「安全上の注意」など忘れていないか使用する前によく読み、適切に使用しましょう。

### 〇お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582 (直通)

## 相談

### 生活相談

(総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権、福祉、教育、就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

### 〇相談場所

◆ふれあいセンター

◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

### 〇お問い合わせ

ふれあいセンター  
☎(84)3595 (直通)

## 消費生活相談

(産業課)

専門の相談員が町民のみならずの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守します。お気軽にご利用ください。

### 〇日時

8月9日(水)

午前9時～午後4時30分

(ただし、正午～午後1時を除く)

### 〇場所

ひばりの里

### 〇お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582 (直通)